



# よつば会だより

2016 年 2 月号

発行:NPO 法人

尾道こころネットよつば会事務局

尾道市 栗原東 2 丁目 17-86

TEL・FAX 0848-37-6600

1月の24・25日は寒波が襲来、25日は朝起きて外を見ると周囲は真っ白になっていて、外に出て積雪を確かめると3cmあり、おまけに猛烈な寒さでした。しかし、この冬は12月から1月にかけて暖かい日が続いて、我が家の庭の紅梅は1月10日に咲き始めました。メモ誌をめくってみると、今年の紅梅の咲き始めは2月3日、一昨年は2月2日と記されていました。今年は例年より20日あまりも早い咲き始めです。さすがに寒波の襲来で開花の進みは一休みの状態ですが、2月に入って開花も進みそうです。暖冬はエルニーニョ現象の影響のようですが、地球温暖化の進行でなければいいのですが...



～精神保健医療福祉～ 呉 秀三氏も嘆いている

## 本腰の改革はいつ実現？



全国精神保健福祉会連合会が発行している、全国の家族と家族会をつなぐ機関紙「みんなねっと」の2016年1月号の特集記事「世界から見た我が国の精神保健医療福祉」の中に、次のような言葉を見つけました。

「我が国十何万の精神病患者は、実にこの病を受けたる不幸の他に、この国に生まれたるの不幸を重ねるものと言ふべし(日本の精神障害のある人は、精神病になった不幸の他に、この国に生まれた不幸の二重の不幸がある)」

この言葉は、東京府巢鴨病院(現在の都立松沢病院)院長だった呉秀三が、1918年(大正8年)に、自宅の一角に設けた座敷牢と呼ばれる、精神病の家族を閉じこめる小さな部屋の全国調査を行った際に、その報告書である「精神病患者私宅監置ノ実況及び其の統計的観察」に残した言葉です。精神保健福祉に関わる研修会などでも度々紹介されている有名な言葉です。

この言葉が提示されてから、およそ100年が経過しました。現在の日本において「この国に生まれた不幸」は無くなっているのでしょうか。特集は精神保健医療福祉の視点から、次のような現状を示しています。「現在も日本では、33万床の精神病床に30万人を超える人たちが入院を続けており、この内20万人以上が入院期間1年以上という長期入院であること、また、医療保護入院、措置入院という強制入院が入院患者の46%もあり、これらは世界的に見て極めて多い状態である」ことなどを挙げ、「この国に生まれた不幸は未だなくなっていないように思えます」と書いています。さらに「厚生労働省は2004年に『精神保健医療福祉の改革ビジョン』において、入院医療中心から地域生活中心へという基本方針を打ち出し、具体的な病床削減の数値にも言及しましたが、削減は殆ど実現していません。本腰の改革をしてこなかったと言えるでしょう」とも書いています。

精神障害の当事者、その家族は、この病を受けた不幸をつぶさに感じてきています。そして、精神保健福祉がかなり充実してきているものの、精神障害当事者の生活のしづらさは相変わらずです。その理由の一つは精神障害への国民の理解がなかなか深まらないことです。日本の歴史の中で日本人の心の中に作られてきた精神障害に対する偏見が、理解の深まりを妨げているようにも思えます。これも「この国に生まれた不幸」でしょう。それでも障害当事者は不幸だったとあきらめることなく、懸命に生きています。そんな当事者の思いが多くの人に分ってもらえることを願っています。

今月の「よつば会だより」は固い話ばかりになりましたので、ちょっぴり息抜きをしてもらいましょう。次に挙げているのは植物の名前を漢字で書いたものです。さて、いくつ読めますか。答えは来月号に掲載します。

百日紅 公孫樹 秋桜 紫陽花 向日葵 万年青 胡瓜 蚕豆  
土筆 茗荷 柚子 翠檜 寄生木 吾亦紅 団栗 無花果

### 1月の活動報告

10日 当事者との交流会 (サロンよつば)

27日 よつば会家族教室 (市民センターむかいしま)

### 2月の活動予定

14日(日) 当事者との交流会 (サロンよつば)

27日(土) 家族の SST (市民センターむかいしま)



# 「障害者差別解消法」が4月から施行

## ～施行後の経過を見守りましょう～



障害を理由とする差別の解消の推進に関する「障害者差別解消法」が、今年4月1日より施行されます。施行を前にしてこの法律の内容について少しばかり書いていきます。

### 1. 法律の目的

この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現することを目的としています。

### 2. 法律の要点

#### (1) 障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止

正当な理由が無く、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることを禁止するものです。

#### 【障害者に対する差別等の例】

- ① 住宅の賃貸契約をする際、精神障害があるとわかると、契約を拒否された。
- ② 盲導犬を連れた人がレストランの入店を拒否された。
- ③ 聴覚障害のある人が一人で病院を受診した際「筆談のための時間が取れない」という理由で、手話通訳の派遣依頼もせずに受診を断られた。
- ④ 車いすを使用している人が電車に乗ろうとした際、事前連絡がなかったとして駅員に乗車の補助を拒否された。
- ⑤ 知的障害のある人が会議に出席した際、ふりがなつきの資料が提供されず、理解できなかった。

#### (2) 障害者への合理的配慮の義務

障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になりすぎない範囲で社会的障壁を取り除くための「合理的配慮」が求められ、これを行わない場合が差別となります。

#### 【合理的配慮とは】

過度に費用が発生したり、人手が必要等の負担が発生しない範囲での配慮をすることです。

- ① 精神障害のある職員の勤務時間を変更し、ラッシュ時に満員電車を利用せずに通勤できるように対応する。
- ② 車いすに乗っている人が乗り物に乗る際に手助けする。
- ③ 聴覚障害がある人が窓口に来た際に筆談で対応する。

### 3. 法律の対象

この法律の対象は、国や地方公共団体、民間事業者（営利、非営利）であり、一般の人びとが個人的な関係で障害者と接するような場合は対象外となります。

### 4. その他

障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取り組みを進めるため、国や地方公共団体の機関が、それぞれの地域で「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することとしています。また、障害を理由とする差別の解消を妨げている要因等の解決を図るため、必要な啓発活動を行うことにもなっています。

以上、「障害者差別解消法」のかいつまんだ内容です。この法律が周知徹底すれば、障害者の住みやすさもいっぺんは前進するでしょう。施行後の経過を見守っていきましょう。 (N.T)